

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成18年7月20日

【発行者名】 東京グロースリート投資法人

【代表者の役職氏名】 執行役員 角替 隆志

【本店の所在の場所】 東京都千代田区九段北四丁目1番9号

【事務連絡者氏名】 グロースリート・アドバイザーズ株式会社
(旧会社名 株式会社パワーインベストメント)
(注) 平成18年5月29日より会社名を上記のとおり変更しました。
取締役運用管理部長 大塚 雅一

【電話番号】 03-3238-5341

【届出の対象とした募集(売出)内国 東京グロースリート投資法人
投資証券に係る投資法人の名称】

【届出の対象とした募集(売出)内国 形態:投資証券
投資証券の形態及び金額】 発行価額の総額:8,301,125,000円
(注) 今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。

【安定操作に関する事項】 1. 今回の募集に伴い、本投資法人の発行する上場投資証券について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、証券取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。
2. 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所有価証券市場を開設する証券取引所は、株式会社大阪証券取引所です。

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成 18 年 7 月 7 日提出の有価証券届出書及び平成 18 年 7 月 14 日提出の有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、平成 18 年 7 月 20 日開催の役員会において発行価格等が決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものがあります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第 1 内国投資証券（投資法人債券を除く。）

- (4) 発行価額の総額
- (5) 発行価格
- (8) 申込期間
- (13) 手取金の使途
- (14) その他
引受け等の概要

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【内国投資証券(投資法人債券を除く。)]

(4)【発行価額の総額】

<訂正前>

9,500,000,000円

(注) 後記「(14)その他 引受け等の概要」に記載のとおり、発行価額の総額は、引受人の買取引受による払込金額の総額です。発行価額の総額は、本書の日付現在における時価を基準として算出した見込額です。

<訂正後>

8,301,125,000円

(注) 後記「(14)その他 引受け等の概要」に記載のとおり、発行価額の総額は、引受人の買取引受による払込金額の総額です。

(5)【発行価格】

<訂正前>

未定

(注1) 発行価格決定日(以下に定義されます。)における株式会社大阪証券取引所(以下「大阪証券取引所」といいます。)の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90～1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とします。

(注2) 上記仮条件により需要状況等を勘案したうえで、平成18年7月19日(木)から平成18年7月21日(金)までのいずれかの日に募集における価額(発行価格)及び申込証拠金を決定し、あわせて発行価額(本投資法人が一投資口当たりの払込金額として引受人から受け取る金額)を決定します(以下この日を「発行価格決定日」といいます。)

(注3) 後記「(14)その他 引受け等の概要」に記載のとおり、発行価格と発行価額(引受価額)とは異なります。発行価格と発行価額(引受価額)との差額の総額は、引受人の手取金となります。

<訂正後>

348,740円

(注) 後記「(14)その他 引受け等の概要」に記載のとおり、発行価格と発行価額(引受価額)とは異なります。発行価格と発行価額(引受価額)との差額の総額は、引受人の手取金となります。

(注1、2)の全文削除及び(注3)の番号削除

(8)【申込期間】

<訂正前>

平成18年7月24日(月)から平成18年7月26日(水)まで

(注) 申込期間については、上記のとおり内定していますが、発行価格決定日において正式に

決定する予定です。なお、上記申込期間については、需要状況等を勘案したうえで、繰り上げられることがあります。当該需要状況等の把握期間は、最長で平成18年7月13日(木)から平成18年7月21日(金)までを予定していますが、実際の発行価格決定日は、平成18年7月19日(水)から平成18年7月21日(金)までのいずれかの日を予定しています。したがって、申込期間が最も繰り上がった場合は、「平成18年7月20日(木)から平成18年7月24日(月)まで」となることがありますのでご注意ください。

<訂正後>

平成18年7月21日(金)から平成18年7月25日(火)まで

(注)の全文削除。

(13)【手取金の使途】

<訂正前>

一般募集による手取金(9,500,000,000円)については、新たな特定資産(投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じです。)の取得資金等に充当します。

(注) 上記の手取金は、本書の日付現在における時価を基準として算出した見込額です。

<訂正後>

一般募集による手取金(8,301,125,000円)については、新たな特定資産(投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じです。)の取得資金等に充当します。

(注)の全文削除

(14)【その他】

<訂正前>

引受け等の概要

本投資法人及びグローズリート・アドバイザーズ株式会社(以下「資産運用会社」といいます。)は、発行価格決定日に下記に記載する引受人との間で新投資口引受契約を締結する予定です。

名称	住所	引受投資口数
日興シティグループ証券株式会社	東京都港区赤坂五丁目2番20号	未定
リーマン・ブラザーズ証券会社東京支店	東京都港区六本木六丁目10番1号	
東海東京証券株式会社	東京都中央区京橋一丁目7番1号	
マネックス証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号	
合 計		25,000 口

(注1) 引受投資口数及び引受けの条件は、発行価格決定日に決定する予定です。

(注2) 以下、日興シティグループ証券株式会社及びリーマン・ブラザーズ証券会社東京支店を併せて「共同主幹事会社」といいます。

上記引受人は、発行価格決定日に決定される引受価額(発行価額)にて買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集を行います。引受人は、払込期日

に引受価額(発行価額)の総額を本投資法人に払込み、発行価格の総額と引受価額(発行価額)の総額との差額は引受人の手取金とします。引受手数料は支払われません。

上記引受人は、引受人以外の証券会社に投資口の販売を委託することがあります。

(後略)

<訂正後>

引受け等の概要

本投資法人及びグローズリート・アドバイザーズ株式会社(以下「資産運用会社」といいます。)は、平成18年7月20日(以下「発行価格決定日」といいます。)に下記に記載する引受人との間で新投資口引受契約を締結しました。

名称	住所	引受 投資口数
日興シティグループ証券株式会社	東京都港区赤坂五丁目2番20号	19,875口
リーマン・ブラザーズ証券会社東京支店	東京都港区六本木六丁目10番1号	3,750口
東海東京証券株式会社	東京都中央区京橋一丁目7番1号	875口
マネックス証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号	500口
合 計		25,000口

(注) 以下、日興シティグループ証券株式会社及びリーマン・ブラザーズ証券会社東京支店を併せて「共同主幹事会社」といいます。

(注1)の全文削除及び(注2)の番号削除

上記引受人は、発行価格決定日に決定された引受価額(発行価額)(1口当たり332,045円)にて買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)(1口当たり348,740円)で募集を行います。引受人は、払込期日に引受価額(発行価額)の総額を本投資法人に払込み、発行価格の総額と引受価額(発行価額)の総額との差額(1口当たり16,695円)は引受人の手取金とします。引受手数料は支払われません。

上記引受人は、引受人以外の証券会社に投資口の販売を委託することがあります。

(後略)